

# 定額減税

## セミナーのご案内

給与支払者の皆様におかれましては、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行っていただくこととなります。

商工会員様がスムーズに定額減税事務を行っていただけるよう、セミナーを開催しますので是非ご参加ください。

参加無料

6/4 (火)

15:00~16:30

### 定額減税とは

3月28日に2024年度の税制改正関連法案が可決・成立され、年収に関係なく同じ額を所得税等から差し引く「定額減税」が6月より開始されます。この制度は賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために実施されるもので、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を減税するものです。

### 定額減税の方法

減税の方法ですが、事業所得者（個人事業主）は令和6年分確定申告時に、給与所得者（会社役員・従業員・専従者など）は6月の給与分から減税することとなります。従業員を雇用する事業所においては月々および年末調整での事務作業が必要となり、例年に増して煩雑になることが予想されます。

日時： 令和6年 6月 4日 (火) 15:00~16:30

場所： 牟婁商工会 2F会議室 田辺市上秋津2084-1

定員： 20名

講師： 税理士 下津 正也 氏（税理士法人ウイズ 岩出オフィス所長）

申込： オンライン申込又は、FAX 締切： 5月30日（木）定員になり次第締切

共催： 牟婁商工会 和歌山県商工会連合会

事業所名	
参加者名	
TEL	

※ご記入いただきました個人情報はセミナー運営以外の目的で使用することはありません。

※当日、発熱等体調に異変がある場合は参加をご遠慮ください。

※感染拡大状況により、開催方法の変更や中止となる場合があります。

お申込み  
お問合せ

WEBフォームまたはFAXにてお申込みください

TEL 0739-35-1110 FAX 0739-35-1112

令和6年度制度改正等の課題解決環境整備事業

オンライン申込は  
QRコードから→

